

浜松市立三ヶ日中学校のいじめ防止等のための基本的な方針

1 はじめに

三ヶ日中学校区では、「目指す子どもの姿」を「三ヶ日の未来を担い、世界へ羽ばたく夢をのせて、自分らしく輝く子」として、小中一貫教育を基盤とした幼・保・小・中・高の連携教育を推進している。

子どもたちを取り巻く環境も、日々大きく変わっている。変化が激しく、多様な価値観に満ちている今日の社会では、学校で学んだ知識のみで生活を営むのではなく、一人一人が「自分らしさ」を發揮し、困難な場面にも立ち向かい、未来を切り拓いていく力が求められている。それは、自ら学び、自ら考える力などの「確かな学力」、他人を思いやる心や感動する心といった「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」などの「生きる力」に他ならないと考える。そして、この「生きる力」を根底から支えるのが、「自己肯定感」であると捉え、幼・保・小・中・高が一つになって自尊感情を育む教育活動を展開している。自尊感情を育む教育活動を進める上で、いじめは問題への対応は学校における最重要課題の一つである。

いじめは、被害にあった子どもの人としての誇りや尊厳を切り刻む許されざる行為である。いじめに関係した子どもそれぞれに自覚があろうがなかろうが、その行為は時として命に関わる事態に発展する可能性もある。

誰もが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」、「いじめは見えにくいもの、発見されにくいもの」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。学校では、これらのキーワード等を下に、これまでもいじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた様々な取組がなされてきたが、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受け、それらの取組を体系的にまとめ、計画的に実践するための基盤として「学校のいじめ防止等のための基本的な方針」を示すこととする。

この方針に沿っていじめ防止等に取り組むことにより、本中学校区において人それぞれの生き方を尊重し、一人一人がかけがえのない存在としてかかわり、学校・家庭・地域が手に手を携えて、愛情をもって一人一人を大切に育てていけると考えている。

2 基本的な方向性

(1) いじめの定義

本中学校では、いじめ防止対策推進法第2条に則り、「いじめ」を次のように捉えることとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

心理的又は物理的な影響を与える行為は以下のようなものとする。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる。
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立って捉える。また、いじめには多様な表れがあることに留意して、いじめに該当するかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子や周辺の状況等を客観的に確認する。

（２）いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性がある。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の秩序がなかったり閉鎖的だったりする問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

子どもが、いじめ加害に向かう要因として大きいのは、「友人ストレス」「競争的価値観」「不機嫌怒りストレス」の3つと言われている。ただし、そうした要因にプラスして、適当な相手（自分が勝てそうで、都合の良い口実・きっかけがある等）と、適当な方法（自分にとっては簡単で、大人に見つかりにくく、見つかったと言い逃れができそう等）がなければ、いじめ加害には及ばないと言われている。代表的な加害行為は、からかひやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などで、個々の行為だけを見れば、好ましくはないも

の、「ささいなこと」「日常的によくあるトラブル」ということになる。しかし、そうしたささいに見える行為をしつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつり、時に死を選ぶほどに被害者が追い込まれることから、いじめを問題視していく必要がある。行為自体は違法・触法ではないことが多いため、気づかずに見過ごしたり、気づいてもふざけやよくあるトラブル等と判断して見逃したりしやすい。表に現れた物理的・身体的な被害の程度とは別に、表には現れにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢が大切であり、「どんなささいな予兆も見逃さず対処する」という「早期発見」「早期対応」の姿勢を重視していく必要がある。

しかしながら、いじめ行為の多くは「目に見えにくい」こと、今般のいじめ事案では、被害者も加害者も短期間に大きく入れ替わること等を考えれば、早期発見・早期対応に限界があるのも事実である。したがって、いじめの背景にストレスやその原因となる要因（ストレッサー）等が存在することに着目し、それらの改善を図ることで、きっかけとなるトラブルを減らしたり、エスカレーターを防いだりする「未然防止」の取組に力を注ぐことが有効と考える。

そのためには、どの子も「居がい」「やりがい」「生きがい」がもてるよう、一人一人を大切にしたい取り組みをすることが重要である。

3 いじめの防止等のための対策

(1) 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの子どもにも、どこにでも起こりうることを踏まえ、全ての子どもを対象とした対応が求められる。いじめが起きたとき、被害者が傷ついているだけでなく、加害者も、周囲にいる人々も傷ついている。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その解消は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが重要である。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められる。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育成し、心の通い合う温かな人間関係を築き、いじめに向かわない子どもを育てていく。学校や家庭だけでなく、三ヶ日中学校区総がかりで、いじめの未然防止に取り組む。

また、いじめの早期に発見に努め、適切に対応する。学校や家庭、地域等が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早く解消に向けて取り組んでいく。

(2) いじめの未然防止

乳幼児期から青年期にかけて、子どもは家庭や様々な集団の中で共感的な触れ合いを通して自他理解を深め、よりよい人間関係を築いていく。この過程において、一人一人の自尊感情を高め、規範意識や人権感覚を醸成し、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながる。健やかでたくましい心を育むためには、学校、家庭、地域等それぞれが連携して、個の自立を目指すことが大切である。周囲の大人が温かく見守る中で、子どもは、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさ等を学び、社会の一員として自立していく。

そのために学校は、子どもと教職員との信頼関係を大切にし、子ども同士の望ましい人間関係を築き、安心して自分を表現できる集団づくりに努める。

家庭は、子どもとの触れ合いや対話を大切にし、子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるよう努める。地域は、規範意識や人権感覚が磨かれる実践の場として、地域住民が連携して、子どもを温かく、時に厳しく見守る。

そのために、三ヶ日中学校区では、「生きる力」を根底から支えるのが、「自己肯定感」であると捉え、幼・保・小・中・高が一つになって自尊感情を育む教育活動を展開している。すべての教育活動、そして人間教育の基盤として、次の三つを連携三項目として幼・保・小・中・高が共通認識のもとに共通指導を行っている。

- ①「落ち着いて話を聞くことができる。」
- ②「あいさつ・返事ができる。」
- ③「正しい言葉遣いができる。」

学校は、「自分を磨き、大人になるための準備をするところ」「自分の良いところを見つけ、自分探しの旅をするところ」「集団生活を通して社会性を身に付けるところ」「友情を育み、地域の大切さを学ぶところ」、こうした地道な取り組みを通して、子どもたちが夢や希望をもって中学校の卒業できるよう「自己肯定感」を育んでいく。

また、学校の基盤は授業であり、「分かる授業・楽しい授業」を創り上げるべく、**どの子も「やりがい」をもてる授業づくり**を目指し授業改善の研修を推進している。さらに、授業だけでなく、学級活動や学校行事などにおいても、一人一人が活躍できる場を設けその活躍を認め合い励まし合う振り返りを行い、**どの子も「居がい」を感じる集団づくり**に取り組んでいる。学級での活動や学校行事などあらゆる教育活動において、夢や目標を抱きひたすら打ち込む場を意図的に設けることで、生徒は夢や希望をもって取り組む大切さに気付き、その繰り返しや積み重ねの中で、自分らしさを見つけ、自分の「生きがい」を見つけるものと考え、**どの子も「生きがい」を抱く自分づくり**を目指している。

(3) 組織の設置

基本方針を実行に移す際の中核を担う組織として、「いじめ対策委員会」を設置する。「いじめ対策委員会」は、以下のことを実践する。

- ①いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する取組の企画や実施、
- ②それらの取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや取組の効果・成果の検証、
- ③教職員や保護者・地域の方々のいじめ防止等に関する資質向上を目指した広報・研修活動等の実施、
- ④基本方針の見直しや改善
- ⑤いじめ対策委員会の構成
 - ・委員長・・・校長
 - ・副委員長・・・教頭・生徒指導主事・いじめ対策コーディネーター
 - ・委員・・・学年いじめ対策担当・発達支援教育コーディネーター
・養護教諭
 - ・特別委員・・・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー
- ⑥会議
 - ・実施日時を学校の週日課に位置づけ原則毎週開催する。
 - ・市教委と連絡を取り、必要に応じて特別委員を招集する。

4 発見したいじめへの対応

(1) 基本的な考え方

いじめに関する発見・通報を受けた場合には、「いじめ対策委員会」で組織的に対応する。いじめとして対応すべき事案か否かの判断のために事実関係の把握を行い、被害にあっている子どもを守り通すとともに、加害の子どもに対して毅然とした態度で指導を行う。その際、謝罪や責任追及といった形式的な問題を重視することなく、被害・加害双方の子どもの社会性の向上や人格の成長等を主眼に置いて指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者や地域の方々の協力を得るとともに、必要に応じて関係機関や専門機関と連携する中で対応を進めていく。

(2) 発見・通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場ですぐにその行為を止め、事情を把握するよう努める。また、子どもや保護者、地域の方々からの通報や相談があった場合は、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても早い段階から丁寧に関わりを持つ。

いずれの場合も、被害にあっている子どもやいじめを知らせてきた子ど

もの安全確保を優先し、「いじめ対策委員会」で組織的に関係する子どもから事情を聴き取るなどして事実関係の確認を行う。事実関係確認の結果は、浜松市教育委員会へ報告するとともに、早期対応にむけた最も効果的な方法を用いて、被害・加害双方の子どもの保護者に事実を報告する。

触法性のあるいじめの加害行為については、三ヶ日交番・細江警察署生活安全課・少年サポートセンター等に相談し、警察諸機関と連携した対応ができるよう援助を求める。

(3) いじめられた子どもや保護者への支援

事実関係の聴取は、子どもの自尊感情・プライバシー等に配慮して行う。また、保護者の協力体制の下、子どもの不安の払拭を図り、安全確保を最優先に考えて行動する。「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、不安感を取り除いたり、自尊感情を高めたりできるような支援を行う。親しい友人・教職員・家族・地域の方々等と連携し、子どもに寄り添い支える体制をつくり出すよう努めるとともに、必要に応じて、加害の子どもを別室指導としたり、出席停止にしたりするなどの措置も考える。

保護者に対しては、事実関係の判明状況に加え、加害の子どもや保護者の様子、いじめがあった集団の雰囲気等を適宜報告し、いじめへの早期対応の方向性や進捗状況について共通理解を図り、協働体制でいじめの早期解消を目指す。

いじめを受けた子どもや保護者は、学校が加害側を指導すると、「よりひどい状況に陥るのではないか」「報復があるのではないか」という心情になりやすい。いじめの早期対応における学校としての取組について丁寧に説明し、取組のねらいと効果はもちろんのこと、出来ることと出来ないこと、作用と反作用等をよく理解してもらった上で、対応にあたりたい。学校の体面を保つためではないかと疑われるような一方的な支援により、子どもや保護者が疑心暗鬼に陥らないよう、親切で丁寧な対応を心がけ、互いが腑に落ちる支援を目指していく。

(4) いじめた子どもや保護者への指導・助言

教育的配慮の下、いじめたとされる子どもからも事実関係の聴取を行う。いじめたとされる子どもには、自らの行為に自覚がない場合も少なくないので、当該の子どもが抱える問題などいじめの背景にも目を向けるほか、保護者の協力を得ながら、子どもの安心・安全や健全な人格の発達に配慮して事実関係の聴取を行い、自らの行為の責任を自覚するよう働きかける。

事実関係が判明したら、迅速にその事実を当該の子どもの保護者に伝える

て、理解・納得を得た上、学校と連携して早期解消を目指す取組に協力するよう求める。最も憂慮すべきことは、いじめの継続や再発であり、この点については、学校が組織的に対応し、当該の子どもの保護者に指導・支援を継続するとともに、保護者の責任においていじめ行為が消失するよう協力を要請する。いじめ加害に至った背景や事情は共感的に理解し、当該の子どもや保護者の心理的な孤立感や疎外感が生じないよう配慮するが、いじめの行為そのものには毅然とした姿勢で対応する。別室指導・出席停止・懲戒といった措置も視野に入れながら、当該の子どもが自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す。

なお、いじめの背景に心理的な要因が感じられた場合には、保護者の理解を得た上で必要に応じて外部の専門機関と情報共有し、いじめ加害の背景の改善を目指すものとする。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの行為そのものに関係していなくても、その事実を見たり聞いたりしていたと考えられる子どもには、事案に応じて最も適切な方法（個別の聞き取り、記述式調査等）で、事実関係の聴取を行う。集団への働きかけにおいて、最も効果のあげられる教職員を「いじめ対策委員会」で検討し、その者を中心にいじめに同調する態度や、いじめの行為を誰かに知らせない姿勢は、いじめに加担したことと同じであることを理解させる。また、いじめの未然防止や早期解消にとっては、望ましい人間関係の構築や健全な集団づくり等が最も大切であることを訴えかける。

すべての子どもが、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係が構築できるような集団づくりを目指すよう、「いじめ対策委員会」で組織的に集団全体の経過観察と継続的指導を行う。

(6) ネット上のいじめへの対応

いじめ行為に、ネット上の不適切な書き込み等が含まれる場合は、書き込んだ子どもの特定を早急に行い、子どもにネット環境を提供した保護者の責任において書き込みを削除するよう強く要請する。書き込み主の特定に時間がかかったり、不特定多数の者からの書き込みがあったりする場合は、被害の拡大を避けるために、浜松市教育委員会と連携してプロバイダに対する削除要請を行う。また、犯罪性のある書き込み等については、細江警察署生活安全課に通報し、適切に援助を求める。

パスワード付きのサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用したいじめについては、大人の目に触れにくく、発見も困難なた

め、情報モラル教育を通じた未然防止に注力する。また、子どもにネット環境を提供している保護者への啓発活動を進め、子どものインターネット利用に関する弊害等の知識を身につけてもらうとともに、保護者責任の意識を高揚するよう努める。

(7) いじめ対応の流れ

発見・発覚・訴え



事実確認・一次指導



【組織的な対応】

いじめを発見したり、通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まずに、直ちに「いじめ対策委員会」に報告する

「いじめ対策委員会」では最も効果の高い組織的な取組を検討する

【立場に応じた事実確認】

①いじめを受けている子

②いじめている子

③いじめを見て楽しんでいる子

④いじめを傍観している子

※ 立場の違う者どうしを同席させての事実確認は行わない

【事情を聞く時のポイント】

①いじめを受けている子

心情を受け止め、励まし勇気付ける、訴え出る勇気が再発を防ぐ

②いじめている子

相手の立場に立った考え方をさせる中で事実確認を

③いじめを見て楽しんでいる子

④いじめを傍観している子

当事者意識を持たせる、当事者外からの客観的な事実をつかむ

【確認すべき内容】～ 具体的事実の確認と心情面の理解を

いつ、どこで、誰が、誰に、どんなことを、どのくらいの頻度でどんなつもりで、どのように受け止めているか、今後どうするか、等

【保護者と協働体制で】

いじめの発見や訴えがあった直後から当事者の子どもの保護者にはきちんとした情報提供をする、事実確認の経過や関係する子どもの心情を伝えるとともに学校としての指導の見通しを伝えること

【市教委連絡・他機関連携】

いじめ行為に触法性がある場合や、いじめの背景に虐待等の福祉要因が認められる場合は、当初から関係機関との連携を視野に入れた指導の流れを考える状況によっては、校長（いじめ対策委員長）が、この時点で市教委に第一報を入れる

↓

事実の共有・二次指導

↓

【市教委への報告・連絡・相談】

校長（いじめ対策委員長）は、市教委へいじめの事実を報告する
学校にとって都合のよいことも悪いことも含め、隠蔽体質ととらえられないように
包み隠さず報告する

【二次指導のポイント】

- ・最大の課題は、再発防止
- ・いじめた子とその保護者が、いじめの事実を認めること
- ・いじめを受けた子とその保護者が、事後の生活に勇気が持てること
- ・周囲の子どもたちが、いじめを許さない心持ちになること

↓

経過観察・背景改善

↓

①いじめを受けた子に対して

定期的な声掛け、定期相談を計画、生活記録に注目、何でもないときの家庭連絡、
S Cや養護教諭との連結、友人関係の調整、気になる事柄を訴え出られるように支
援等

②いじめた子に対して

行動改善の示唆と支援、いじめをする背景のアセスメント、友人関係の調整、陰湿
な行動に変化しないよう観察、定期面談や行動改善に向けた特別な活動を計画等

③いじめを見て楽しんでいる子

いじめを生んでいる雰囲気そのものであることを指摘、よりよい集団づくりのため
の役割を分担等

④いじめを傍観している子

いじめられている子の立場に立ち勇気を持って行動するよう示唆、教職員以外のモ
ニターとしての役割等

↓

一定の解消

↓

【いじめの表れが消失】

表れとしてのいじめが消失し、本人が不安なく学校生活を送れる状況

↓

解 消

↓

【いじめられた子の本人らしさが表出】

いじめられた子が、自然に自分らしく活動できるようになった状況

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

国や浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、重大事態とは下記のような場合をいう。

- ① いじめにより、子どもの生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ 子どもが自殺を企画したとき
 - ・ 子どもが精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 子どもが身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 子どもが金銭を奪い取られた場合
- ② いじめが原因で、子どもが相当の期間（年間30日程度）学校を欠席している疑いがあるとき。あるいは、いじめが原因で、子どもが一定期間連続して欠席しているとき
- ③ 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立があったとき

(2) 対処の流れ

学校が重大事態を感知した場合、学校の「いじめ対策委員会」を通じて、ただちに浜松市教育委員会に報告し、その指示を仰ぐ。また、教育委員会を通じて市長に報告する。

浜松市教育委員会は、浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に則り、速やかに「いじめ対策専門家チーム」を招集して、事実関係を明確にするための調査を開始することとなっている。浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」では、学校がいじめを受けた子どもや保護者に行う調査や情報提供を指示・監督し、「いじめ対策専門家チーム」の見立てや判断を子どもや保護者に適切に情報提供することとなっている。

また、市長は、必要に応じて附属機関を設けるなどして重大事態の再調査を行うことがあり、市長の権限及び責任において、当該学校への重点的な支援、生徒指導専任の教職員の配置、心理・福祉等の外部専門家の派遣、等の措置がとられる場合もある。

※ 詳細は、浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」による